

令和4年1月19日

海老名市長 内野 優 殿

海老名市特別職報酬等審議会
会 長 市 川 敏 彦

海老名市特別職の職員の報酬等について（答申）

令和4年1月13日付けで諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1 消防団員の報酬額について

消防団員については、諮問された事項及びその報酬額について、適当であると思料する。

2 上記答申についての審議経過は、別記のとおりである。

【審議経過】

当審議会は、特別職の職員の報酬等について市長から諮問を受け、令和4年1月13日に会議を開催した。

会議においては、各委員それぞれが厳正かつ公平な立場で発言し慎重に審議、結果を集約し答申書を取りまとめたものである。

以下、諮問事案の審議経過について概要を記すこととする。

1 消防団員の報酬について

消防団員の報酬額について、現在年額報酬が位置付けられているが、出動報酬に該当するものは海老名市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（以下「消防団条例」という）において出動手当として費用弁償について定められており、報酬としては定められていない。

本件については、当審議会に先んじて消防団条例を所管する海老名市消防運営審議会に対しても諮問・答申されており、当審議会における審議においてもその内容は考慮した。

費用弁償とは、本来職員が職務に応じて出張する際の交通費、宿泊費等の経費に対して支給する性質のものであり、労務に応じて支給されるものではない。一方で、消防団員の災害・警戒・訓練に対する出動は、消防団員本来の職務であり、その危険性や労苦、拘束時間等に対する対価として意味合いが強いため、当該費用については費用弁償ではなく報酬として定めるべきものである。

報酬額については、出動に対する対価として検討するにあたり、行政区域を跨ぐ災害対応などの際に、周辺自治体消防団との不均衡が生じないことは重要である。諮問された報酬額は、周辺自治体とほぼ同一水準であり、また消防庁から示された技術的助言に沿った内容であることから、妥当な金額である。

したがって、本件に関する諮問内容は、妥当であると判断するに至った。

以上